

## 加須市L I N E運用方針

加須市ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、加須市が運用するL I N E@アカウント（以下「市公式L I N Eアカウント」という。）の運用方針を次のとおり定めます。

### 1 基本方針

市のPRを目的とする様々な情報をお知らせできるよう市公式L I N Eアカウントを開設します。

### 2 アカウント情報及び運用管理者等

- (1) ソーシャルメディアサービス名：L I N E@（ラインアット）
- (2) アカウント名：加須市
- (3) ID名：@kazocity
- (4) アカウントURL：<https://page.line.me/kazocity/>（外部サイトへリンク）
- (5) 運用管理者：総合政策部シティプロモーション課

### 3 運用方法

#### (1) 発信内容

- ア 市のPRを目的とする情報
- イ その他、発信することが適当と認められる情報

#### (2) 運用時間

原則として開庁時間内（平日の午前8時30分から午後5時15分）に、不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

#### (3) コメント等への対応

コメント等への回答は原則行いません。回答しない旨は、市の公式ホームページ及び市公式L I N Eアカウント上に明記します。

#### (4) なりすましへの対応

市公式L I N Eアカウントを市ホームページに掲載し、なりすまいでないことを証明します。また、なりすましを発見した場合は、市ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましが存在することへの注意喚起を行います。

#### (5) その他

民間業者の取り扱う商品等を投稿することがありますが、市のPRのために投稿するものであり、取扱業者等が利益を得ることを目的とするものではありません。また、投稿に関して関係者等からの依頼に応じるものではありません。

### 4 免責事項

- (1) 投稿する情報等について、利用者の方により身近に感じていただけるよう、一部くだけた表現を使用することがあります。
- (2) 市公式L I N Eアカウントの掲載情報の正確性については万全を期していますが、市は利用者が当アカウントの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- (3) 市は、利用者によって投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。
- (4) 市は、市公式L I N Eアカウントに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる

損害についても一切の責任を負いません。

(5) 市公式L I N Eアカウントは、L I N E株式会社のシステムによって運用されています。本市は、L I N E株式会社のシステム運用状況に関するご質問等については一切お答えすることができません。またL I N Eサイト、L I N E株式会社又は第三者から提供されているソフトウェアやアプリ機能、ご利用方法、技術的なご質問等に関しても、一切お答えすることができません。

## 5 利用者による書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除又はブロックを行う場合があります。

- ・法律、政令、省令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権等、当市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他當利を目的とするもの
- ・人権・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容又は単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報を特定・海自・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他のユーザー、第三者等になりますもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現等を含む不適切なもの
- ・本市の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・本市の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、本市が不適切と判断した情報又はかれらの内容を含むリンク等

## 6 著作権等の帰属

(1) 市公式L I N Eアカウントに掲載している情報の著作権等の知的財産権は、加須市又は加須市以外の原権利者に帰属します。

(2) 市公式L I N Eアカウントの内容について、私的使用又は引用等、著作権法上認められた行為を除き、本市に無断で掲載等を行うことはできません。または、引用を行う際は必ず出所を明示してください。

## 7 その他

市は、この運用方針を予告なく変更する場合があります。

## 8 適用

(1) この運用方針は、平成30年6月1日から適用する。

(2) この運営方針に定めがない事項については、市長が別に定める。